

## 災害時における電力提供可能車両等の貸与に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と群馬トヨタグループ（群馬トヨタ自動車株式会社、ネットトヨタ高崎株式会社、株式会社トヨタレンタリース群馬、トヨタエルアンドエフ群馬株式会社）（以下「乙」という。）は、安中市内で災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下、「災害時」という。）における電力提供可能車両等の貸与について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害時に甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、乙が保有する電力提供可能な自動車等を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （提供可能な自動車の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する提供可能な自動車は、次に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車
- (2) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (3) ハイブリッド自動車
- (4) 普通自動車
- (5) 貨物自動車

2 甲は、乙から貸与を受ける電力提供可能な自動車の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

### （協力要請）

第3条 甲は災害時において、自動車を活用した電力の確保等を必要とする場合は、乙に対して、協力を要請することができる。

### （要請の方法と協力）

第4条 甲は災害時における応急対策のため、乙が保有する電力提供可能な自動車等を必要とする場合は、乙に対し電力提供可能な自動車等の提供協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要すると認められる場合は、口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障のない可能な範囲で、保有する電力提供可能な自動車等を貸与するよう努めるものとする。

3 前項による電力提供可能な自動車等の貸与台数については、甲乙協議の上、決定するものとする。

4 乙は、災害による停電の発生時、甲からの要請がない場合においても、販売店舗等において、携帯電話の充電等に関し、近隣住民への給電協力に努めるものとする。

### （提供の方法）

第5条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、電力提供可能な自動車等を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に当該自動車を運搬し、引渡しを行うものとする。ただし、乙において自動車の運搬が不可能な場合は、甲乙協議の上、引渡しの方法を決定するものとする。

2 甲は、災害時における応急対策のため、必要な範囲で、乙が提供する電力提供可能な自動車等を災害対応業務のために使用することができるものとする。

(貸出自動車の運行管理)

第6条 貸出自動車の運行及び管理は、甲が行う。

(貸与期間)

第7条 電力提供可能な自動車等の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。ただし、貸与期間について変更の必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(報告)

第8条 乙は、第4条の規定による甲からの要請を受け、電力提供可能な自動車等を引渡した場合は、甲に対し速やかに電力提供可能な自動車等の提供協力承諾書（様式第2号）を提出するものとする。

(返却)

第9条 乙が甲に貸与した電力提供可能な自動車等の返却時期及び場所については、甲乙協議の上、決定する。

(費用負担)

第10条 甲の要請に基づき乙が行った電力提供可能な自動車等の貸与に係る費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合は、この限りでない。

2 前項の費用は、災害発生時の直前における適正価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第11条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、できる限り速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第12条 電力提供可能な自動車等の貸与期間中に生じた損害の補償に係る取り扱いについては、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の責めに帰すべき理由のある者が、補償責任を負うものとする。ただし、責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲乙協議の上、その賠償に当たるものとし、乙が加入している自動車保険が適用される場合は、当該保険の適用を優先する。

(2) 甲への自動車の貸与期間中に、甲の故意または重大過失によって電力提供可能な自動車等が損害を受けた場合は、甲がその損害を補償する。

(使用上の留意事項)

第13条 甲が貸与を受けた電力提供可能な自動車等の使用方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 使用条件を守り、安全な場所で使用するものとする。

(2) 原則として、安中市内で使用するものとする。

(3) 電力提供可能な自動車等が故障し、又は使用できなくなった場合は、第15条第3項の規定により、乙に速やかに報告するものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者届出書（様式第3号）により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、甲乙相互に報告するものとする。

(情報提供)

第15条 乙は、災害時に電力提供可能な自動車等の情報を甲から求められた場合は、当該情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、貸与された電力提供可能な自動車等の使用状況に関する情報を乙から求められた場合は、当該情報を乙に提供するものとする。

3 甲は、貸与期間中、電力提供可能な自動車等に不具合が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

第16条 乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及及び周知活動)

第17条 甲及び乙は、市民の自助による減災を促進するため、災害時における電力提供可能な自動車等の有効性について、協力して普及及び周知に取り組むものとする。

(協議)

第18条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第19条 本協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、それぞれ1通を所有するものとする。

令和5年 1月24日

甲 群馬県安中市安中 1-23-13

安中市

市長

岩ヰ均



乙 群馬県高崎市東町80番地

群馬トヨタグループ代表

群馬トヨタ自動車株式会社

代表取締役

横田衡

